

ご意見・ご提案		受付年月日	令和4年 5月 2日
件名	消防団による青年団会費の集金について		
内容	<p>地区の消防団が、青年団会費と称して4000円を集金しようとしています。支払う義務があるのでしょうか。</p>		
回答		回答年月日	令和4年 5月26日
担当部課	企画財政部くらし安全課		
内容	<p>消防団員の寄附行為については、条例で「消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附金を募り（中略）義務の負担となるような行為をしてはならない。」と規定しており、これを遵守し、厳に慎まなければならないものと認識しております。</p> <p>お問い合わせの青年団については、各地域の有志の方々によって組織された団体であると認識しており、当該団体が活動するための会費やお支払いについて、市としては見解を申し上げる立場ではないと考えております。</p> <p>消防団に対し引き続き法令及び服務規程遵守の周知徹底を働きかけてまいります。</p>		